

建築士資格に係る実務経験のあり方検討会 中間とりまとめ

建築士資格に係る実務経験の 見直し方針について

平成30年12月5日

国土交通省 住宅局 建築指導課

H20年見直し及びその後の状況について

- ◆ 建築士資格に係る実務経験については、構造計算書偽装問題への対応として行った見直しにより、対象実務を、設計・工事監理及び建築確認等に厳格化
- ◆ この結果、一級建築士試験の受験者数は大幅に減少するとともに、受験者の平均年齢も高齢化。
- ◆ さらに、設計等の業務に関わる建築士の高齢化が進み、今後の建築士確保に課題。このため、受験機会の拡大を図る建築士法改正が検討されているところ（議員立法）。
[所属建築士（一級）の60歳以上の割合：39%]

建築士試験の受験資格の見直しについて(H20年)

構造計算書偽装問題を受け、新たに建築士となる者の資質を確保する観点から、学歴要件および実務経験要件を適正化

◆ 学歴要件の見直し

従前：所定の学科卒業
見直し後：指定科目の履修

◆ 実務経験要件の適正化

従前：建築に関する知識及び技能の養成に有効と認められる実務

見直し後：原則として、設計・工事監理業務に関する実務

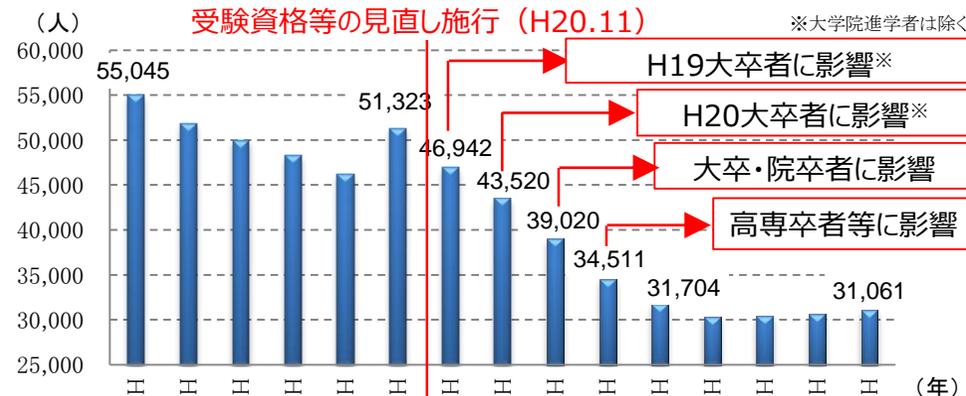
見直し後の実務経験の対象(現状)

- ✓ 建築物の設計に関する実務
- ✓ 建築物の工事監理に関する実務
- ✓ 建築工事の指導監督に関する実務
- ✓ 建築一式工事等の施工の技術上の管理に関する実務
- ✓ 確認審査等に関する実務
- ✓ 大学院における建築士事務所でのインターンシップ

一級建築士試験の現状

- 一級建築士試験受験者数の減少
[H20年]51,323人 → [H29年]31,061人 (▲39%)
- 一級建築士試験受験者の平均年齢の上昇
[H20年]33.0歳 → [H29年]34.8歳 (+2.8歳)

[一級建築士試験受験者数の推移]



建築士資格に係る実務経験見直しの背景

- ◆ 建築士法が改正された場合、実務経験は受験資格要件から登録要件へと位置づけが変わるため、その内容・審査に係る制約条件が大幅に緩和（時間的制約が緩和され詳細なチェックが可能に）。
- ◆ このため、建築士法の改正（実務経験の登録要件化）を前提に、H20年見直し以降の、建築士に求められる役割や業務等環境の変化を踏まえ、実務経験の対象実務を見直し。

前提：建築士法の改正（議員立法）

- ✓ 実務経験は「受験資格要件」から「登録要件」へ位置づけが変化
- ✓ この結果、実務経験の確認・審査に係る制約条件が大幅に緩和

位置づけの変化に伴う制約条件の緩和

[現状（受験資格審査）]

限られた期間（1か月）の間に、初回申込者全員（約7,000人）の審査が必要

[建築士法改正後（登録要件審査）]

通年で、最終合格者（現状、4,000人/年）の審査

これまでよりも詳細な審査が可能に

（現在対象外の実務でも、対象実務の考え方に従って一定に個別判断可能となる）

建築士の役割・業務環境等の変化

- ① **既存ストックの有効利用の進展による役割の変化**
 建築士には、設計・工事監理だけでなく、建築物の調査・評価など「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たす必要性が増大。
- ② **建築物の性能向上を図る必要性の拡大**
 省エネをはじめとして、建築物の性能を向上するための諸制度が導入。設計・工事監理の業務だけでなく、こうした性能を審査等する業務の重要性が増大。
- ③ **業務方法・プロセスの変化**
※ BIM: Building Information Modeling
 建築主側の意思決定プロセスが厳格化し、設計前の計画策定段階での業務の重要性が増大。また、設計・施工一括発注やBIM※の活用が進む中で、以前より前倒して意思決定するよう業務プロセスが変化。
- ④ **実践的な教育・研究の拡大**
 産学連携の進展により実践的な研究が必要となっており、また、企業側の要請として、実践的な教育の必要性が増大

建築士法改正を前提として、建築士資格に係る実務経験の対象実務について、前回見直し後の建築士の役割や業務環境等の変化を踏まえて見直すため、関係業界団体・学会・外部有識者による検討会（座長：後藤治教授（工学院大学理事長））を設置し検討。

実務経験見直し方針① [方針・骨格]

- ◆ 実務経験の対象となる実務に係る考え方について「設計図書・施工図等の図書と密接にかかわりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は**建築物を調査・評価する**ような業務」へと見直すこととする。
- ◆ 建築士法改正を前提とした、実務経験に係る**確認・審査を厳格化・厳密化**するとともに、**新たな対象実務の考え方に基づき**、建築士が関与する**業務について点検**を行い、対象実務を見直すこととする。

現状

実務経験の審査方法

- ・ 受験者の自己申告を管理建築士等の第三者が個人として証明（証明者に対する処分なし）
- ・ 実務内容について詳細な記載の必要なし

実務経験の考え方

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務

実務経験の対象実務

- ✓ 建築物の設計に関する実務
- ✓ 建築物の工事監理に関する実務
- ✓ 建築工事の指導監督に関する実務
- ✓ 建築一式工事等の施工の技術上の管理に関する実務
- ✓ 確認審査等に関する実務
- ✓ 大学院における建築士事務所でのインターンシップ

実務経験の見直し方針(骨格)

① 実務経験の審査・確認方法の厳格化・厳密化

- ・ 第三者証明を実務を行った「法人による証明」に限定
- ・ 証明者に対する処分・告発を明確化
- ・ 申告を求める実務内容を詳細化

② 実務経験の考え方の見直し

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は**建築物を調査・評価する**ような業務

既存ストックの有効利用や建築物の性能の向上を確実に推進するためには、建築士には「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たすことが求められており、このための実務経験を積極的に評価することが必要。

③ 対象実務の見直し

②の考え方を元に、近年の実務内容の変化や建築士の関与実態の観点から点検し、対象実務を見直し

前回改正以降、建築士の役割や業務内容に変化があるにもかかわらず、対象実務は固定されており、変化を踏まえ各業務を点検・見直すことが必要。

実務経験の見直し方針② [確認・審査の厳格化・厳密化]

対象とする実務経験について可能な限り

対応1 外形的に判断可能な基準を設定

- ・申請者及び確認・審査を行う者にとって負担の少ない仕組みとすることが必要。

具体的な対応イメージ

- ✓ 対象とする実務経験について、可能な限り外形的に判断可能な基準を設定する。
- ✓ 指定登録機関に、外部有識者等から構成される審査委員会を設置し、判断が難しい実務について個別に審査を行う。
- ✓ 審査委員会の判断結果も含め、詳細なポジティブリスト・ネガティブリストを作成・公表し、これを随時更新する。

虚偽の証明を行った者に対する

対応3 処分・告発の明確化

- ・証明者に対する処分等に係る規定はない。

具体的な対応イメージ

- ✓ 証明者についても、虚偽の証明を行った場合には、
 - ・建築士事務所での実務の場合は建築士法上の処分（証明者及び建築士事務所）
 - ・建築士事務所以外の実務の場合は告発の対象となり得ることを、実務経歴証明書上に明記する。

第三者による証明を

対応2 原則として法人による証明へと見直す

- ・対象実務の該当性に係る第一義的な判断・責任は、第三者による証明により確保。
- ・第三者による証明の信頼性を高めるため、現在の個人による証明から、原則として法人による証明へと見直し。

具体的な対応イメージ

- ✓ 建築士事務所での実務については、第三者証明を行うことができる者を、当該実務を行った建築士事務所の開設者、管理建築士又は所属建築士（の署名）に限定。（虚偽の証明があった場合、建築士法に基づき建築士事務所の処分が可能。）
- ✓ 建築士事務所以外の法人における実務については、当該法人又は法人の代表者※（の署名又は記名・押印）に限定。
 ※ 行政・独立行政法人の場合は所属長、学校の場合は校長又は学部長。個人事業主である場合の対応は今後検討。
- ✓ 実務経験に従事した法人等が倒産等している場合は、当該法人に所属していたことを証する書面（源泉徴収票、社会保険加入記録書など）をもって、実務経歴証明書に代替

実務経歴書に記載する実務内容の充実

対応4 必要に応じて実務詳細の提出を求める

具体的な対応イメージ

- ✓ 実務経歴書の業務内容欄を充実し、審査時に業務内容及び担当していたことが判断可能な書式を設定
- ✓ 建築士事務所以外で行った実務経験については、必要に応じて、当該実務の詳細等の書類の提出を求める。

実務経験の見直し方針③ [対象実務の見直し]

赤字が今回見直しにより追加する実務

① 建築物の設計に関する実務

- ✓ 建築物の設計に関する業務（以下を含む）
 - ・ 建築物の特定の部分・機能に係る設計
 - ・ **基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務※¹（図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む）**
 - ・ **建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務※¹（単なるトレースである業務は除く）**
 - ・ 解体工事に係る設計
 - ・ 建築積算関連業務（単なる計算業務を除く）

② 建築物の工事監理に関する実務

- ✓ 建築物の工事監理に関する業務

③ 建築工事の指導監督に関する実務

- ✓ 建築物の指導監督に関する実務（以下を含む）
 - ・ **法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務（単なる記録に係るものは除く。）**

住宅瑕疵担保責任保険法人の行う検査業務
 住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務
 独立行政法人住宅金融支援機構の行う適合証明業務
 建築物エネルギー消費性能適合性判定にかかる業務

※¹ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。

※² 都市計画行政に係る業務については、都市計画コンサルが行うものも含む。

※³ 対象実務の考え方、対象業務を勘案して指定登録機関が定める基準を満たす企業団体による研修も追加する方向で検討。

④ 建築工事の施工の技術上の管理に関する実務

- ✓ 以下の業種区分に係る施工の技術上の管理
 - ・ 建築工事一式、大工工事
 - ・ **以下のいずれも満たす工事**
 - ・ 専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
 - ・ 建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体又は多くの機能（構造、設備、計画など）との関係が密接な工事
- ✓ 建築設備の設置工事に関する施工の技術上の管理の実務

⑤ 建築士法第21条に規定する建築士事務所の実務

- ✓ **建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は鑑定に係る業務※¹（現在は、耐震診断に関する実務が対象）**

⑥ 建築・住宅・都市計画行政に関する実務

- ✓ **建築行政**（現在は、建築確認及び消防長・消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務が対象）
 - ✓ **住宅行政**（建築物に直接関係する業務に限る）
 - ✓ **都市計画行政**（具体的な建築物の整備等に係る業務※²に限る）
- 注) いずれの業務にも国の業務は含まない。

⑦ 建築教育・研究・開発及びその他のほかの業務※³

- ✓ 大学院におけるインターンシップ
- ✓ **建築士試験に係る全科目を担当可能でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務**
- ✓ **建築物に係る研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。）**
- ✓ **建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務※¹（ただし、建築物に直接関係する業務に限る。）**

実務経験の見直し方針④ [今後の課題と施行について]

施行にあたっての課題

① ポジティブリスト・ネガティブリストの策定・公表

実務経験の確認・審査の効率的な実施を確保するだけでなく、申請者や証明者にとってわかりやすい仕組みを確保するため、ポジティブリスト・ネガティブリストを策定・公表するとともに、随時更新し、公表することが必要である。

② 二級建築士・木造建築士に係る実務経験の公平な施行の確保

二級・木造建築士については、都道府県知事が登録主体となるため、実務経験の対象実務に差違が生じる恐れがある。このため、国は都道府県や指定登録機関等と連携し、二級建築士・木造建築士の資格を取得するにあたり、公平な施行を確保することが必要である。

③ 指定登録機関における審査体制の確保

実務経験の審査については、これまで指定試験機関が行ってきたところであるが、検討中の新たな仕組みの下では、指定登録機関が行うこととなることから、施行に当たっては、審査主体の円滑な移行を確保することが必要である。
新たに確認・審査を行う指定登録機関においては、現在の指定試験機関における審査体制と同様の外部有識者等による審査委員会の設置などの体制整備を図ることが必要である。

見直し方針の施行時期及び遡及適用について

施行時期について

現在検討されている実務経験について受験資格から登録要件へと位置づけの見直しを行う建築士法の改正により、実務経験に係る確認・審査に係る時間的制約が緩和されることが前提

現在検討されている実務経験について受験資格から登録要件へと位置づけの見直しを行う**建築士法の改正と同時に施行**

遡及適用について

- ✓ 対象実務の見直しは、建築士を巡る環境の変化に対応するものであり、変化が生じる前の実務を対象とすることは不適切
- ✓ 過去に遡って、実務経験の確認・審査の厳格化等に対応することは困難

遡及適用しない